

第9号議案

中野区立図書館則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和5年（2023年）3月24日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

図書資料及び視聴覚資料の貸出しに係る規定を整備する必要がある。

中野区立図書館則の一部を改正する規則

中野区立図書館則（昭和53年中野区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「ビデオテープ」を「DVD」に改める。

第4条第1項中「次項第4号」の次に「及び第5号」を加え、「第6項」を「第7項」に改める。

第6条第6項中「視聴覚資料は」を「布の絵本（図書資料のうち布で作成された絵本をいう。以下同じ。）及び視聴覚資料は、それぞれ」に改め、同条第7項に次のただし書を加える。

ただし、当該館外貸出しの期間中に次に掲げる日がある場合は、その日数を合計した日数は、当該館外貸出しの期間に算入しない。

- (1) 1月1日から同月3日までの日
- (2) 12月29日から同月31日までの日
- (3) 条例別表に規定する特別図書整理日

第6条の2第2項中「視聴覚資料は」を「布の絵本及び視聴覚資料は、それぞれ」に改める。

第7条第5項中「冊数」を「点数」に、「100冊」を「100点」に、「その貸出期間は、3月」を「そのうち布の絵本は、5点」に改め、同条第6項中「団体貸出し」を「第1項の館外貸出し」に、「当該貸出し」を「当該館外貸出し」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項の館外貸出しの期間は、3月以内とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の中野区立図書館則の

規定により館外貸出しを受けている同規則第2条第1号に規定する
図書資料の取扱いについては、なお従前の例による。